

令和元年度
第2回 摂津市国民健康保険運営協議会

令和2年 2月 6日

摂津市保健福祉部国保年金課

会議次第内容

- I 令和2年度国保市町村標準保険料率の算定結果について
 - 1.標準保険料率（府内統一・摂津市）
 - 2.保険料算定結果（一人あたり）
 - 3.保険料の主な変動要因等

- II 令和2年度摂津市国民健康保険料について
 - 1.令和2年度保険料の設定に伴う激変緩和措置について
 - 2.令和2年度保険料の軽減判定所得の見直しについて
 - 3.令和2年度保険料の賦課限度額の見直しについて

- III 令和2年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算(案)について
 - 1.令和2年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案）
 - 2.令和2年度摂津市国民健康保険料率（案）
 - 3.保健事業の取組みについて



I 令和2年度国保市町村標準保険料率の算定結果 について

1. 標準保険料率（府内統一・摂津市）

大阪府及び摂津市の令和2年度標準保険料率
（別紙 資料1、2参照）

2. 保険料算定結果（一人あたり）

府内平均及び摂津市の一人あたり保険料算定結果
（別紙 資料1、3参照）

3. 保険料の主な変動要因等

被保険者数、保険料の主な増減要素等
（別紙 資料4参照）



Ⅱ 令和2年度摂津市国民健康保険料について

1. 令和2年度保険料の設定に伴う激変緩和措置について

【激変緩和措置とは？】

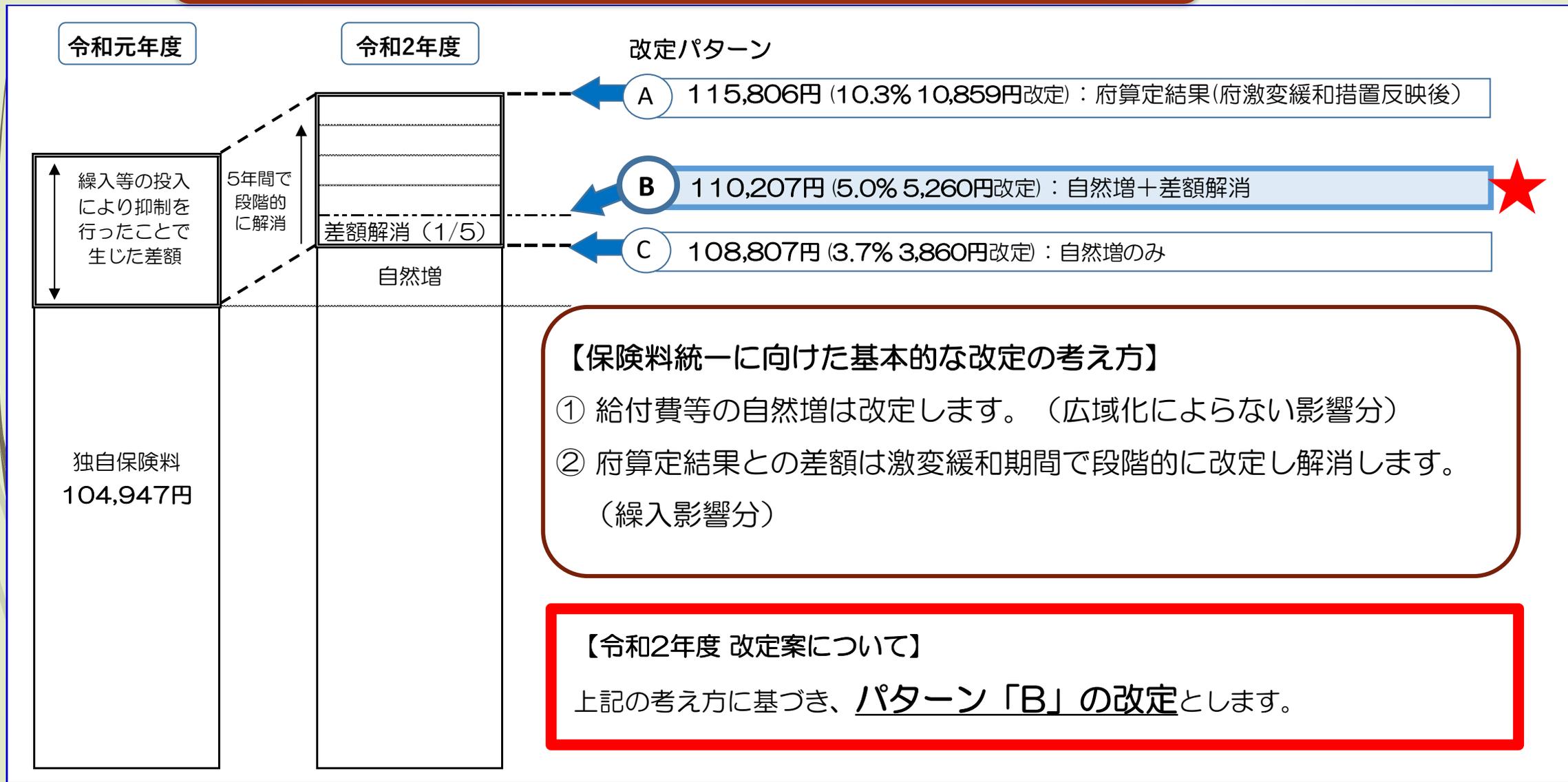
- 府内統一保険料を目指す中で、保険料が急激に増加することのないよう、財源を投入して段階的に保険料の改定を実施するもの。
- 大阪府国民健康保険運営方針に基づき、本市においては段階的に激変緩和措置を講じながら、6年間かけて府内統一保険料を目指しています。



【府内統一保険料と本市保険料の差額の解消について】

- 現在の本市の保険料と府内統一保険料には乖離があります。
- その乖離は、これまで本市が保険料抑制財源（法定外の繰入含む）を投入してきたことによって生じています。
- 保険料抑制によって生じた乖離と毎年の自然増による保険料の上昇（変動部分）について、毎年度改定し解消することを基本としています。

令和2年度激変緩和措置の改定案



2. 令和2年度保険料の軽減判定所得の見直しについて

制度改正の概要

- 国民健康保険料の軽減判定所得を見直す政令改正が行われ、本市国民健康保険条例につきましても必要な改正を行います。

（軽減判定所得）

- 国民健康保険料の軽減措置については、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において対象世帯の人数に応じて乗ずる金額を現行の28万円から28.5万円とし、2割軽減の対象となる世帯の算定においては、現行の51万円から52万円になります。

（見直しによる効果）

- 医療費の自然増に伴う保険料の上昇改定が見込まれる一方で、軽減判定所得の見直しにより軽減判定の対象となる世帯が拡大します。

軽減判定所得の見直し

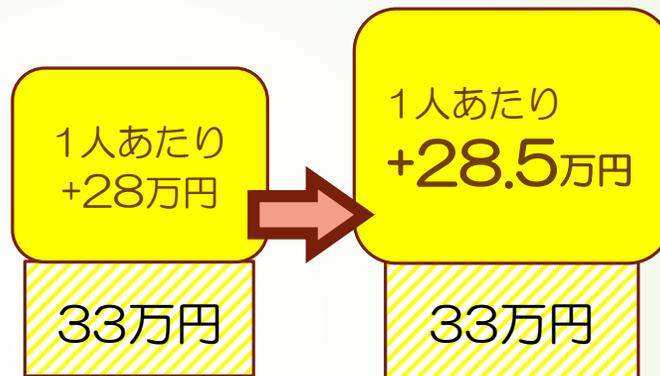
世帯の合計所得について、5割軽減の判定所得額を5,000円、2割軽減を10,000円、引き上げることで、軽減の対象が広がります。

◎世帯人数別の軽減判定所得額

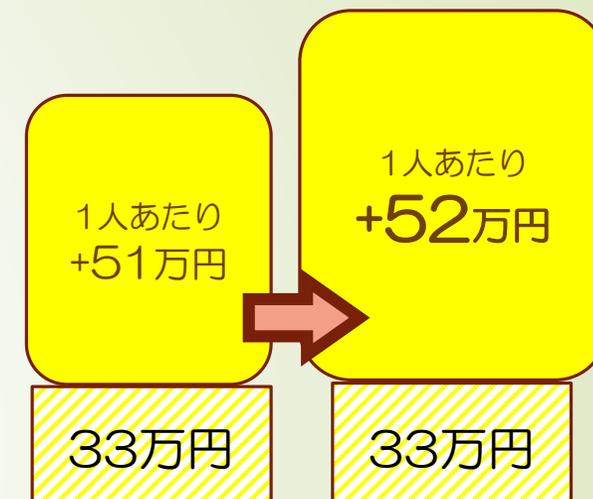
5割軽減		
世帯人数	軽減基準額	
	現行	見直し後
1人	610,000円	615,000円
2人	890,000円	900,000円
3人	1,170,000円	1,185,000円
4人	1,450,000円	1,470,000円

※1人増えるごとに +28.5万円

5割軽減



2割軽減



2割軽減		
世帯人数	軽減基準額	
	現行	見直し後
1人	840,000円	850,000円
2人	1,350,000円	1,370,000円
3人	1,860,000円	1,890,000円
4人	2,370,000円	2,410,000円

※1人増えるごとに +52万円

3. 令和2年度保険料の賦課限度額の見直しについて

制度改正の概要

- 国民健康保険料の賦課限度額を見直す政令改正が平成31年1月25日に行われ、本市国民健康保険条例につきましても必要な改正を行います。本市は賦課限度額については大阪府の共通基準に合わせているため、政令より1年遅れでの改正となります。

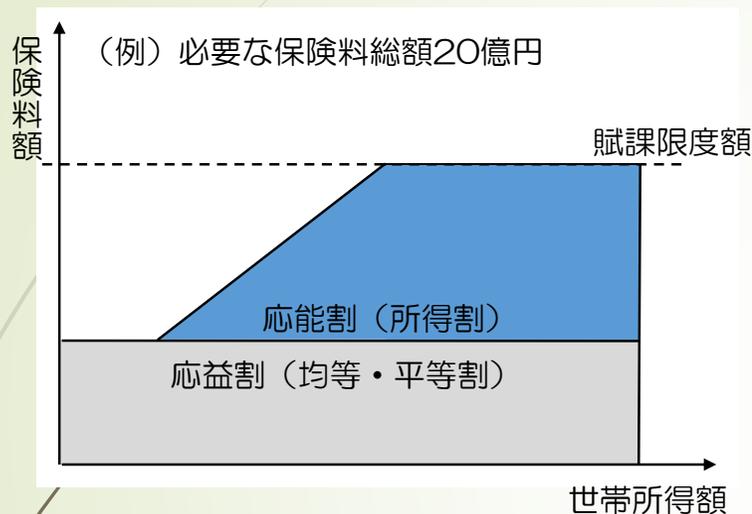
（賦課限度額）

- 国民健康保険の保険料の基礎賦課額（医療分）に係る賦課限度額を58万円から61万円に引き上げることとします。

（見直しによる効果）

- 高所得層にはより多くの保険料を負担していただくこととなりますが、中間所得層の被保険者に配慮した保険料設定が可能となります。

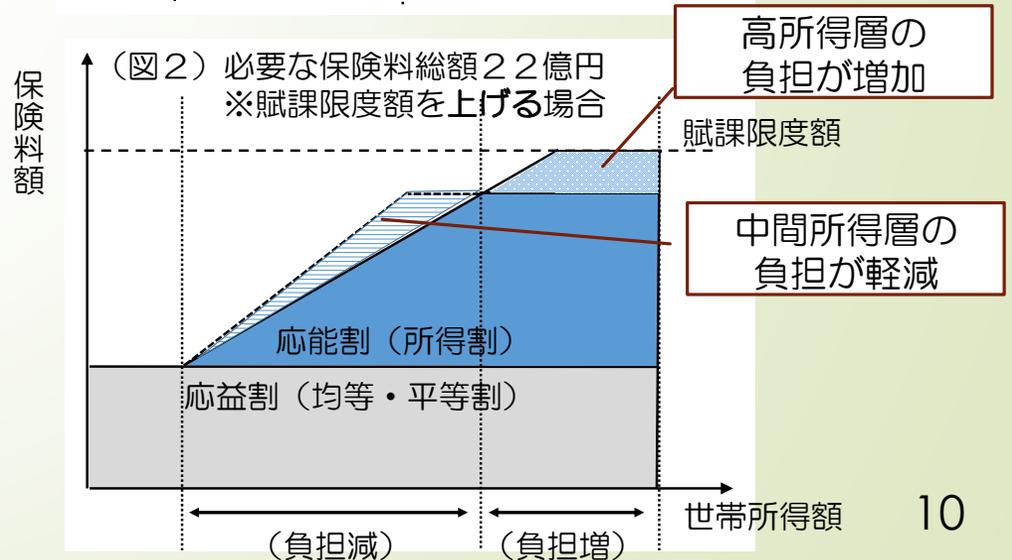
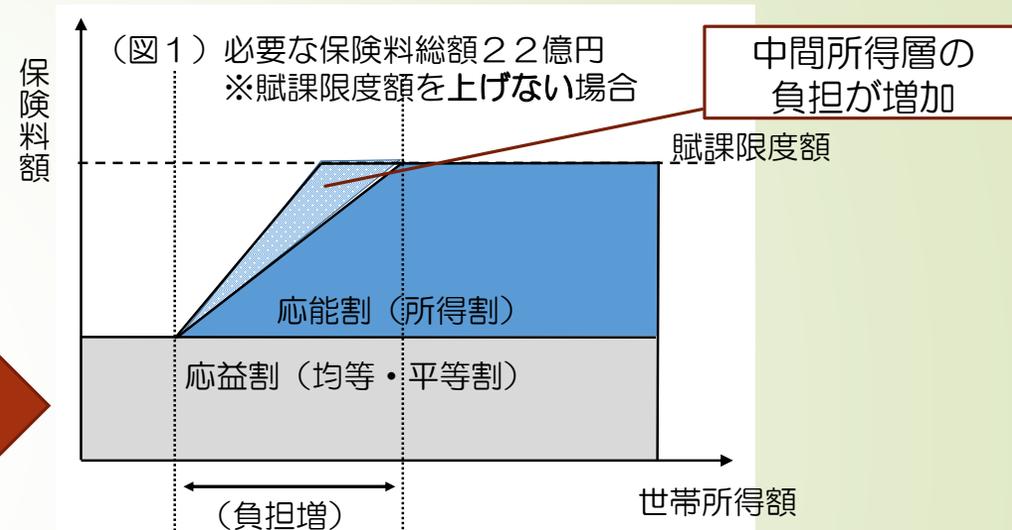
賦課限度額の見直し



必要な保険料総額が
2億円増加した場合

	令和元年度	令和2年度	差
医療分	58万円	61万円	+3万円
支援分	19万円	19万円	0
介護分	16万円	16万円	0

賦課限度額を3万円引き上げることで、中間所得層の被保険者の負担を軽減することが可能となります。





Ⅲ 令和2年度
摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案）
について

1. 令和2年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案）

（歳入）

1 国民健康保険料	1,883,439
一般保険料	1,883,057
退職保険料	382
2 国支出金	11,418
助成補助金	11,418
3 府支出金	7,072,428
普通交付金	6,976,885
特別交付金	84,638
療養給付費国庫負担金調整助成補助金	10,905
4 繰入金	877,243
一般会計繰入金	245,459
保険基盤安定繰入金	581,784
基金繰入金	50,000
5 諸収入	23,823
雑入・延滞金・手数料・利子	23,823
合計	9,868,351

（歳出）

（単位：千円）

1 総務費	162,195
総務管理費等	162,195
2 保険給付費	6,972,080
療養諸費	5,979,617
高額療養費	939,968
移送費	70
出産育児諸費	32,777
葬祭諸費	6,600
精神・結核医療給付費	13,048
3 国民健康保険事業費納付金	2,651,243
医療費給付費分	1,871,151
後期高齢者支援金等分	555,189
介護納付金分	224,903
4 保健事業費	73,733
特定健康診査等事業費	48,369
保健衛生普及費	25,364
5 諸支出金・基金積立金等	9,100
償還金及び還付加算金等	9,100
合計	9,868,351

令和2年度 歳入科目別詳細

(単位：円)

款 項 目		令和元年度	令和2年度	対前年増減率	主な増減理由
国民健康保険料	一般保険料	1,853,768,000	1,883,057,000	1.58%	
	退職保険料	933,000	382,000	△ 59.06%	年齢到達による対象者の減少
国庫支出金	助成補助金	—	11,418,000	—	法改正（オンライン資格確認）に伴うシステム改修費補助
府支出金	普通交付金	7,079,319,000	6,976,885,000	△ 1.45%	
	特別交付金（保険者努力支援分）	36,892,000	34,542,000	△ 6.37%	
	特別交付金（特別調整交付金分）	17,928,000	15,708,000	△ 12.38%	被保険者数（特調対象者）の減少
	特別交付金（府繰入金）	30,164,000	17,954,000	△ 40.48%	府独自インセンティブ財源を保険料抑制に活用されたことによる減少
	特別交付金（特定健診等負担金）	17,436,000	16,434,000	△ 5.75%	
	療養給付費国庫負担金調整助成補助金	6,365,000	10,905,000	71.33%	過年度精算額の増加と助成対象費用額（福祉医療利用分）の増加
繰入金	一般会計繰入金	278,384,000	245,459,000	△ 11.83%	法定外繰入額（保険料抑制）の一部解消による減少
	保険基盤安定繰入金	545,295,000	581,784,000	6.69%	
	基金繰入金	61,000,000	50,000,000	△ 18.03%	保険料抑制額の減少
その他収入	雑入・延滞金・手数料・利子	25,496,000	23,823,000	△ 6.56%	
歳入合計		9,952,980,000	9,868,351,000	△ 0.85%	

令和2年度 歳出科目別詳細

(単位：円)

款 項 目		令和元年度	令和2年度	対前年増減率	主な増減理由
総務費		144,133,000	162,195,000	12.53%	法改正（オンライン資格確認）に伴うシステム改修費の増加
保険給付費	療養諸費	6,037,338,000	5,979,617,000	△ 0.96%	
	高額療養費	959,295,000	939,968,000	△ 2.01%	
	移送費	70,000	70,000	0.00%	
	出産育児諸費	34,458,000	32,777,000	△ 4.88%	
	葬祭諸費	7,450,000	6,600,000	△ 11.41%	支給件数の減少
国保事業費納付金	精神・結核医療給付金	13,310,000	13,048,000	△ 1.97%	
	医療給付費分	1,878,086,000	1,871,151,000	△ 0.37%	
	後期高齢者支援金等分	569,539,000	555,189,000	△ 2.52%	
保健事業費	介護納付金分	220,447,000	224,903,000	2.02%	
	特定健診事業費	50,885,000	48,369,000	△ 4.94%	
	保健衛生普及費	28,857,000	25,364,000	△ 12.10%	府との連携事業（単年度）の終了による減少
諸支出金・基金積立金等		9,112,000	9,100,000	△ 0.13%	
歳出合計		9,952,980,000	9,868,351,000	△ 0.85%	

2. 令和2年度 摂津市国民健康保険料率（案）

● 大阪府統一保険料率

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療給付費分	9.05%	32,015円	33,785円	61万円
後期高齢者支援金等分	2.69%	9,358円	9,875円	19万円
介護納付金分	2.66%	19,729円	—	16万円
全 体	14.40%	61,102円	43,660円	96万円



【府激変緩和措置（対象額×60%）】 医療給付費分に66,384,774円の財源投入

● 市町村標準保険料率（府激変緩和措置後）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療給付費分	8.69%	30,759円	32,460円	61万円
後期高齢者支援金等分	2.69%	9,358円	9,875円	19万円
介護納付金分	2.66%	19,729円	—	16万円
全 体	14.04%	59,846円	42,335円	96万円




【摂津市独自の激変緩和措置】

①府支出金等、②摂津市国民健康保険財政調整基金、③一般会計からの法定外繰入金を保険料抑制財源として医療給付費分に投入する予定です。

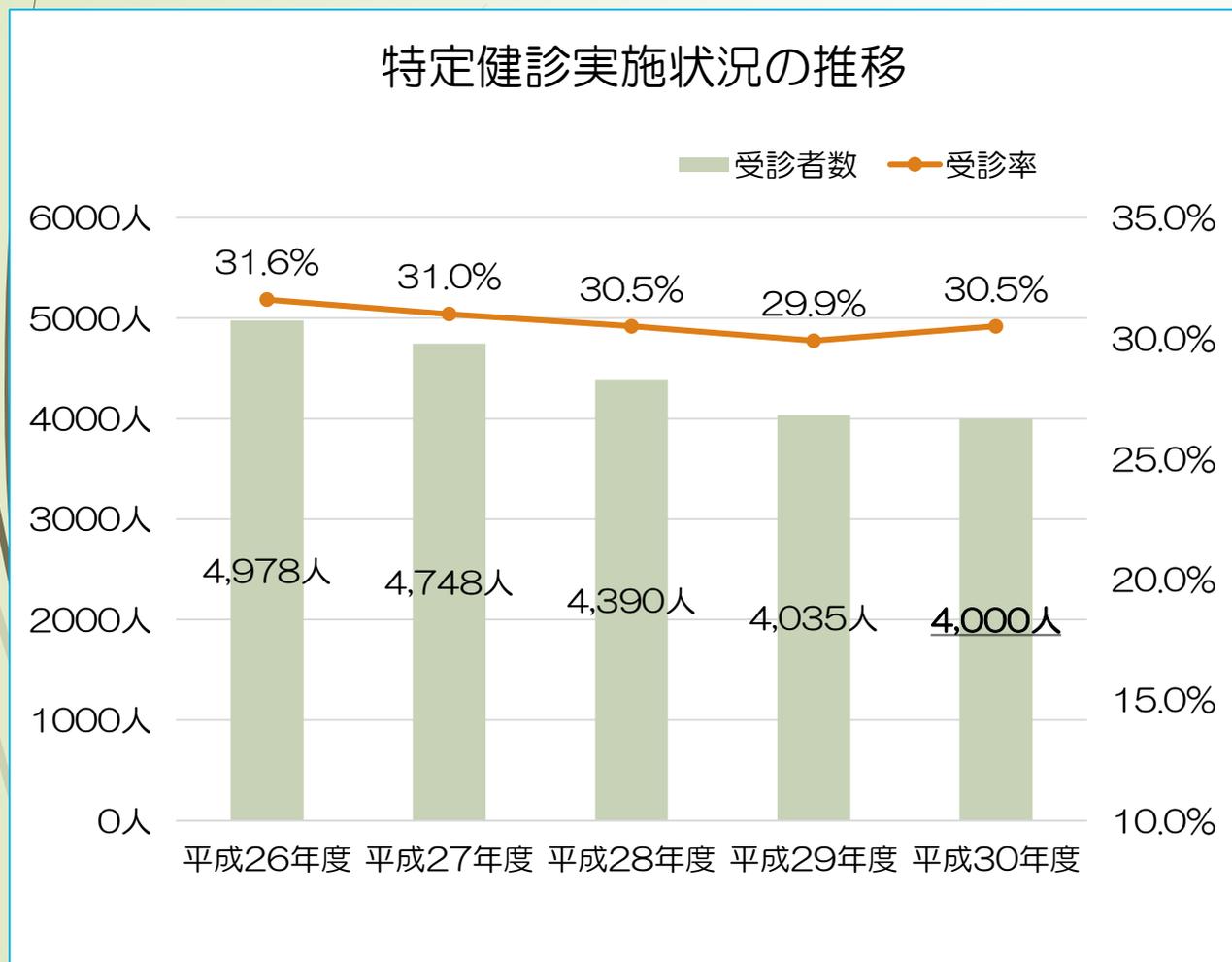
● 令和2年度 摂津市保険料率案（市独自の激変緩和措置後）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療給付費分	算定中	算定中	算定中	61万円
後期高齢者支援金等分	2.69%	9,358円	9,875円	19万円
介護納付金分	2.66%	19,729円	—	16万円
全 体	算定中	算定中	算定中	96万円

※後期高齢者支援金等分及び介護納付金分は大阪府統一保険料率と同値で設定しています。

3. 保健事業の取組みについて

1. 特定健診の実施状況



▶ 特定健診について

特定健診は、国保被保険者のうち40～74歳の方を対象に年1回実施しています。希望者は保健センターでの集団健診か指定医療機関での個別健診を選択することができます。

《令和元年度の受診率向上の取組》

未受診者へのアプローチや受診啓発に取り組んでいます。

◎電話・ハガキによる受診勧奨

◎出張特定健診の実施（2/15、16）

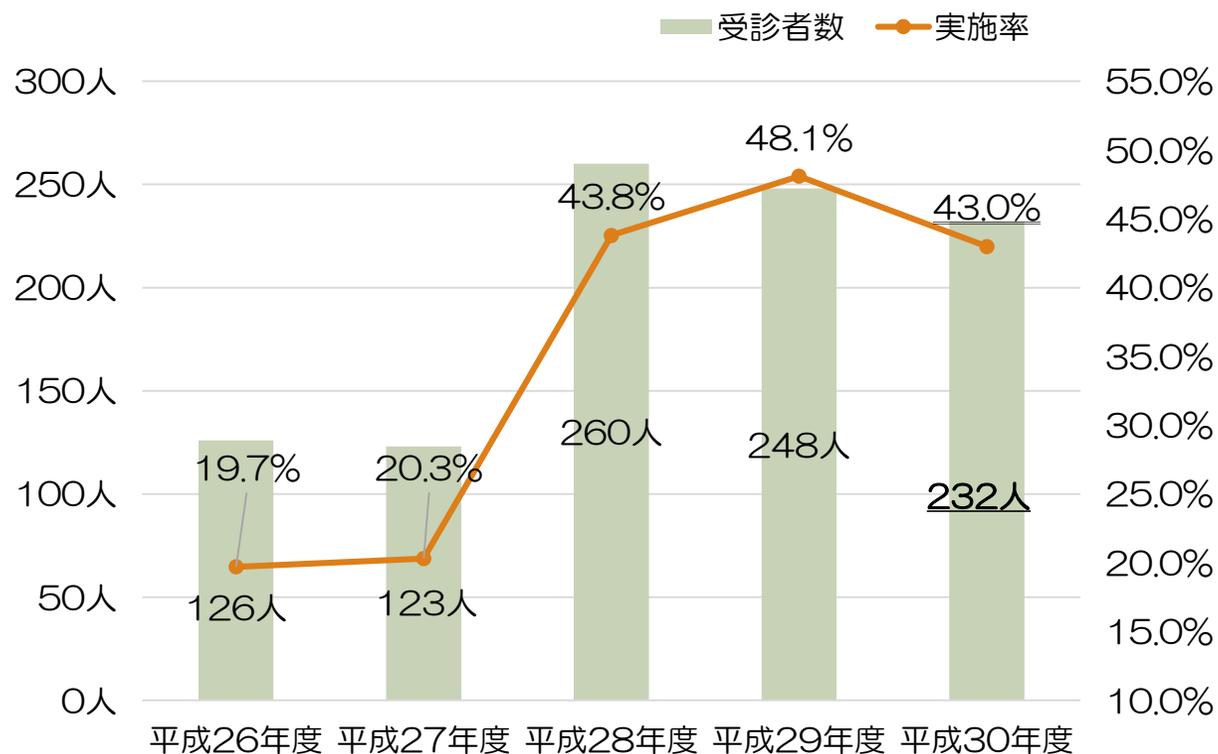
◎職場健診データ提供依頼の実施

◎人間ドック助成制度の周知

◎健康マイレージ等他施策との連携

2. 特定保健指導の実施状況

特定保健指導実施状況の推移



▶ 特定保健指導について

特定保健指導は、特定健診の結果「動機付け支援」「積極的支援」に該当した方を対象に保健センターで実施しています。

《令和元年度の実施率向上の取組》

平成28年度から継続し、今年度についても、特定健診の当日に、対象者に初回面談（プレ指導）を行うなど、未利用者対策を進めています。

3. 令和2年度の保健事業（一部新規）

令和2年度は、下記の事業を一部新規で実施する予定としています。

■特定健康診査等事業（人間ドック助成）

平成30年度からの国保広域化に合わせ、大阪府下市町村が共通で実施することになった制度で、特定健診対象年齢である40歳から74歳の被保険者を対象に、人間ドック費用の一部を助成しています。令和2年度は下記上限額に拡充・実施を予定しています。なお、人間ドックの検査結果をもって特定健診の受診と見なすことができます。

○費用助成額上限：（これまで）上限13,000円⇒（令和2年度～）上限26,000円
（※令和2年度以降に受診した分から適用）

＜受診勧奨（申請）の取組＞

- 特定健診未受診者への電話を通じた申請勧奨（年間）
- 近隣市の医療機関・健診専門機関へポスター・チラシを送付（1月末）

